

秋田県告示第212号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。

令和5年5月9日

秋田県知事 佐竹 敬久

発起人の住所及び氏名	届出事項		指定漁船調書の縦覧の期間及び場所	
	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称	縦覧期間	縦覧場所
秋田市豊岩石田坂字上野 176番地1号 安田和夫 秋田市保戸野八丁 9番22号 小原董保	秋田市 北	秋田県漁業協同組合	令和5年5月9日 から同月23日まで	秋田市土崎港西1丁目5番11号 秋田県漁業協同組合
男鹿市北浦相川字泉野 20番地1 西方 強 男鹿市北浦相川字嶋田岱 179番2 鎌田勝彦	北浦	秋田県漁業協同組合	令和5年5月9日 から同月23日まで	秋田県男鹿市北浦北浦字忍田 105番地 秋田県漁業協同組合中央支所 中央北地区